

選定療養費について

他の保健医療機関等からの『紹介状』をお持ちでない場合、

選定療養費 4,400円 (税込)

を徴収させていただいております。

紹介状をお持ちでない患者さまは、自己の選択により、200床以上の病院（当院は404床）を受診したことになり、選定療養費4,400円(税込)を初診料とは別に頂くこととなります。

※当院受診歴があっても初診扱いとなる事があります。

診療報酬の規定により

「初診料は医師がその疾病について医学的に初診と判断した場合に初診料を算定する。」また、

「患者さまが任意の診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診察を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、初診として取り扱う。」

に準じて頂いております。